

### (3) 不当判決・仮執行宣言を許さない！

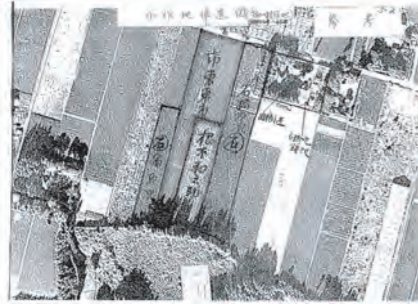
—— 多見谷裁判長の不当な訴訟指揮

裁判は市東さんと弁護団の奮闘によって原告・成田空港を追いつめる展開となりましたが、多見谷裁判長の判決はまったく予断を許しません。

以下の訴訟指揮をみると、最高裁の確定判決を待たずに執行を許可する「仮執行宣言付判決」すら強行しかねないのです。

#### 1. 偽造めぐる新証拠を抹殺し 弁論再開の申し立てを却下

原告・成田空港の偽造文書について、弁護団はこれが作成された前後の報告書等の開示を要求、インカメラ



ラ(注5)の結果、10点の開示が行われました。シミ塗りで隠されたものがある中で、畑の位置について市東さんの主張を裏付ける決定的な1枚が見つかりました(上の写真)。

さらに、弁護団の綿密な追及によって、東京高裁は関係文書がさらに存在する可能性を認めて千葉地裁(民事第2部・白石裁判長:別件の耕作権裁判)に差し戻しました。

畑の位置の誤認と偽造文書は、裁判の行方を左右する大問題。弁護団はすぐに、結審した本件裁判の再開を申し立てたのです。

ところが多見谷裁判長は、これを不当に却下。判決期日を確定させました。

真実にフタをして、そそくさと判決する姿勢はとてども納得できません！

#### 2. 異例のビデオリンク

石指証人は今、空港会社役員

証人調べでも、裁判長はこの種の事件では異例のビデオリンクを強行しました。これは、証人との直接対面によらず、ビデオカメラとモニターを通して尋問を行うもので、通常、性犯罪などの事件で行う方式。

証人は2006年当時、国交省成田空港課長の石指雅啓氏。最重要証人でした。「海上保安庁の要職にある」を口実にしたビデオリンクは文字通りの証人隠しです。

その石指証人が、今年6月に、なんと原告・成田空港の役員に天下っていたことが分か

りました。驚くべき癒着と腐敗！

#### 3. 重要証人を次々に却下

また多見谷裁判長は、弁護団による証人申請を激しく制限しました。

成田空港をめぐる経済分析と「公共性」の虚偽をあばく鎌倉孝夫氏や、農地法下の小作権と成田空港による農地の壊滅をあきらかにする石原健二氏などの重要証人を却下して、拙速審理を続けてきました。

市東さんの問題は  
TPPが象徴する  
農家つぶしと根はひとつ！  
「公共性」の虚偽をあばき  
国策裁判による  
不当判決と  
仮執行宣言を絶対許さない！

■注5 インカメラ：裁判所が文書の所持者に文書を提出させて、文書提出義務の存否を判断する手続。裁判所以外は、その文書を見ることはできない。

#### 始まりは3つの裁判

1. 耕作権裁判(提訴：2006年10月20日)  
原告・成田空港 被告・市東孝雄さん

畑の一部を、原告が「不法耕作」と決めつけて明け渡しを請求してきた裁判。

2. 農地法裁判(提訴：2008年10月17日)  
原告・成田空港 被告・市東孝雄さん

千葉県知事の不当決定を盾に、原告が契約畑だと一方的に主張する2ヵ所の畑と建物の撤去を求めてきた裁判。

3. 行政訴訟(提訴：2007年7月27日)  
原告・市東孝雄さん 被告・千葉県

市東さんが、千葉県を訴えた裁判。知事の決定の無効確認を求めています。

※2と3は併合されて、口頭弁論が続けられてきました。7月29日に行われるのは、この行訴・農地法併合裁判の判決です。

## 市東さんの農地裁判(行訴・農地法併合) [資料]

# 7・29判決に向けて

2013.7.14  
農地裁判事務局

### 判決で闘い とること

「知事決定の無効」と  
「明け渡し請求の棄却」  
です！

不当判決と  
仮執行宣言  
を絶対に許  
さない！

\*「知事決定」  
2006年9月21日に千葉県知事が行った農地の賃貸借契約解除の許可決定

\*「明け渡し請求」  
原告・成田空港が市東さんに対して行った農地の明け渡し請求(提訴：2008年10月17日)

6年間にわたって闘われてきた市東孝雄さんの農地裁判(行訴・農地法併合)は、7月29日に第1審(千葉地裁民事第3部：多見谷寿郎裁判長)の判決を迎えます。私たちはこの裁判の勝利を確信しますが、裁判長の訴訟指揮は不当をきわめており、判決は仮執行宣言(4面参照)を含めて予断を許さない緊迫した状況にあります。その理解を深めるために、弁護団が行った最終準備書面のエッセンスを簡潔にまとめました。

### (1) 農地裁判の核心点

#### 1. 戦後最大規模の「収用事件」

「驚くべきことに今回の被告市東に対する明け渡し(収奪)対象面積は、戦後最大の土地収用事件と言われた第1次、第2次行政代執行事件によって収用された面積を913,51平方メートル上回り、9266,96平方メートルである。この数字から明らかとなり、本件事件は単に民事明け渡し訴訟として対応できる規模、内容の事件ではない」(注1)

——農地裁判最終弁論「本件裁判の本質と争点」から

この引用部分は、農地裁判の本質を端的に語っています。

成田空港をめぐる2次の代執行(1971年)は、戦後最大の土地収用事件といわれ、第2次代執行では初めて民家(大木よねさん宅)が収用・破壊されました。

市東さんの農地は、広さにおいて71年行政代執行をはるかに上回り、耕作する農地の73%に及びます。作業場や農機具置き場、育苗ハウスなど生産手段の一切合財を収用の対象とするものです。

——2頁につづく

1対求5判㎡-9■  
町象さ7(に部2注  
3面れ2民なを61  
反積て2事っ取6  
のはい・第たり本  
規、る52下9件  
模1・1部こげ6提  
に3合㎡・れた㎡訴  
なる0算の白とただ時  
0す畑石はめがの  
6るの裁別7、の  
と明け長耕3後  
4明け長耕3後  
7け渡(長耕3後  
㎡渡しして作・原  
し。がは権9告は  
約の請、裁6がは

## 7・29農地法裁判(行訴・農地法) 判決

7月29日(月)午後1時30分 開廷  
千葉地裁601号法廷

10:30 集会(於)千葉市中央公園  
11:00 デモンストレーション

## 2. 農地法を悪用した農地取り上げ

この事実上の「土地収用」を、原告・成田空港は土地収用法に拠るのではなく、農地と農民の権利を守るために制定された農地法によって強行しようとしています。ここにこの裁判の特異性と違憲・違法の根拠があります。

成田空港の事業認定は、身体を張った抵抗闘争の結果、1989年12月15日をもって効力を失いました。土地収用法による強制収用はできなくなり、農家から任意に買収するしかなくなってしまったのです(注2)。

強制収用の根拠を失った原告・成田空港は、市東さんの畑が小作地であることに目をつけ、農地法20条(農地の賃貸借の解約制限)を違法に使用して、耕作する権利を奪うことに踏み切りました。

農地法は戦後の農地解放の柱です。その法目的は「耕作者の権利」の保護です。小作権者に違法事由がない限り、そこを耕す農民の権利は、所有権と同等の権利として認められてきました。

本件は「賃貸借の解約」という民事明け渡し訴訟の形をとっていますが、行政代執行と実質的な違いはありません!

農地と農民の権利を守る農地法による、事実上の公用収用は憲法に違反し、法体系を破壊するものであり認められません。

■注2：事業認定の失効  
土地収用の根拠となる事業認定は、収用権限の期限切れで効力を失い、原告・成田空港は1993年6月16日に収用裁決(権利取得裁決・明渡裁決)申請を取り下げた

## (2) 千葉県知事の許可処分と明け渡し請求の違憲・違法

——市東さんの農地をめぐる驚くべき農地法違反



左のAとBが取り上げ対象とされる畑。誘導路は地元の反対を踏みにじって強行されたため、畑のところで滑走路側に「へ」の字に曲がっている。「安全」と言いつつ供用を続けてきたが、いまになって「非効率」を理由に、畑を取り上げる裁判を起し、成田市道を違法に封鎖して地域の生活を圧迫している

市東さんの農地をめぐるのは、じつに驚くべき農地法違反があげられました。知事決定は違法・無効であり、原告・成田空港による明け渡し請求は違憲・違法です。弁護団は、最終弁論で4点にわたって明らかにしています。

### 1. 原告・成田空港には解約者としての資格がない

論点の第1は、そもそも原告・成田空港には、農地法20条で解約申請を行う資格がないことです。

1988年春、原告・成田空港は、地主の藤崎政吉氏と岩沢和行氏から市東さんに対して秘密裏に畑の底地を買収しました。地主と共謀して市東さんから地代をだまし取ってきたばかりか、転用目的で買収した農地を15年間も転用せず、農地として所有し続けてきたのです。しかも本拠を成田に移すまで、不在地主であったことも暴露されました。これらはことごとく農地法違反です。

しかも、明け渡しをもとめる農地の位置を特定するために文書を偽造(「南台41-9」問題：注3)し、空港敷地外の農地を農地法の許可申請を経ることなく買収しました(敷地外農地の無許可買収：注4)。これほど悪質な違法を重ねた原告・成田空港に、解約を請求する資格はありません。

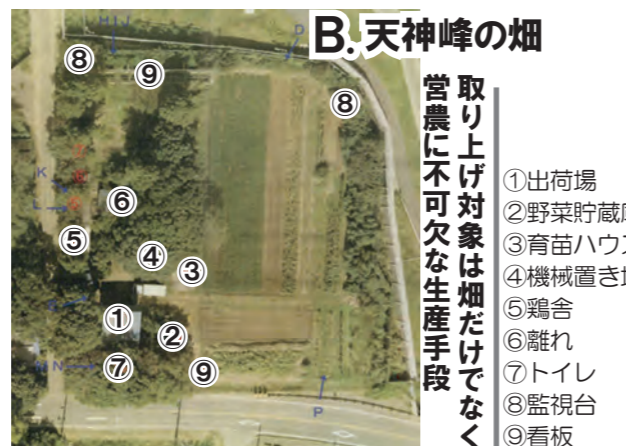
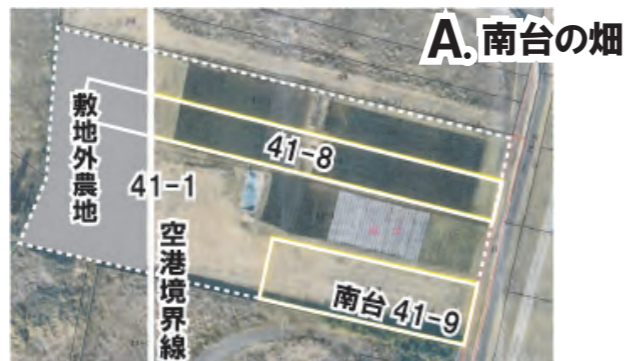
### 2. 農地法20条の要件違反

第2に、原告・成田空港は、解約許可の法的根拠を農地法20条にありますが、要件にことごとく反しています。その要件とは、①農地を農地以外のものにするための具体的な転用計画があること、②計画に現実性があり転用許可が十分に見込めること、③賃借人の経営と生計の状況ならびに離作補償についてです。

「具体的な転用計画」がなかったことは、GSE/ULDの架空計画(注4)をみれば明らかです。また転用計画の現実性という点では、1989年時点で事業認定の期限が切れ、収用裁決申請を取り下げているのであり、計画自体が破たんしていました。およそ転用許可など見込める状況にはなかったのです。

離作補償という点では、原告・成田空港と千葉県の証人が、市東さんの農業再生など眼中になかったことを証言しました。収奪する農地は耕作面積の73%。農業の継続を困難にする解約処分は、農地法の主旨に真っ向から反しています。

この条項は、そもそも公共事業のための解約を前提としておらず、市東さんの農地に適用するには無理があるのです。



■注4 敷地外農地の無許可買収とGSE/ULDの架空の計画  
左図(A、南台の畑)の点線で囲ったところが南台41番地。白い垂直線が空港境界線。ここを境に左(西側)の灰色の部分が、敷地外の農地。原告・成田空港は、知事の許可を受けることなく違法に地主から土地を買収した。GSE(特殊車両)、ULD(航空貨物用コンテナ)などの資材置き場に使う計画だった主張したが、これは千葉県農地課の入れ知恵で急ぎよテッチ上げた、つじつま合わせの大ウソだったことが明らかにしている

■注3 原告・成田空港は「41-8」と「41-9」を契約畑に指定し、これ以外の畑を「不法耕作」と決めつけて、いずれも明け渡しを請求してきた。しかし市東さんは「41-9」を一度も耕作したことがない。法廷では、畑の位置を特定するための、原告側の唯一の証拠が偽造文書であることが暴露された

### 3. 法定手続きの保障に違反

憲法31条は法定手続きを保障していますが、これは行政手続きにも及ぶことは最高裁の判例に明らかです(成田新法訴訟)。市東さんの農地裁判では、申請から知事の決定に至るまで問題だらけです。

①原告・成田空港は、売買期日を偽って申請しました。秘密売買や地代のだまし取りなどの農地法違反を隠すためです。  
②成田市農業委員会と県農業会議は、市東さんの同意書のない申請や明け渡し対象の畑の位置の誤認について調べることをせず、原告・成田空港の申請を鵜呑みにして手続きを進めました。  
③千葉県農地課は、敷地外農地の無許可買収について、その違法を隠すために原告・成田空港に入れ知恵し、抜け道を示唆してさえているのです(GSE/ULD予定地問題)

### 4. 訴えの権利の濫用

原告・成田空港は、市東さんから農地を取り上げるために裁判制度を悪用しています。失効した土地収用法に替えて農地法を悪用し、場当たりの航空拡張を重ねたあげく第3誘導路建設で市東さんの生活を破壊し、市東さんを刑事告発するなど、人権破壊と権利の濫用は枚挙にいとまがありません。これは訴権の濫用であるから、即刻、却下されるべきです。

## 私文書偽造で新証拠!

許せない! 審理再開却下と判決強行!(4頁をご覧ください)

## 私文書偽造 なぜ?

——収用権限の失効が迫っていた

市東さんに対する働きかけや、「境界確認書」「同意書」及び添付図面の偽造は、1987年末から翌年4月にかけて行われました。また、71年以来、長期に中断していた収用委員会がこれに合わせてうごかしています。

すべて翌年12月15日の事業認定の失効期限に追いつめられてのこと。失効前に権利関係を確定させ、市東さんの耕作権を強制収用しようと画策したのです。



GSE(航空機支援特殊車両)



ULD(航空貨物用コンテナ)